

〔平成七年度大会シンポジウム〕特集・歴史と表象

『日本書紀』の国家史の構想——一、二の予備的考察——

一 実在した古代と認識された古代

近世はもとより中世後期もなお現代に息付いている。われわれの生活様式、社会組織、観念形態など広義の文化の体系、中でもその枢軸に位置を占める価値意識は、数百年の歴史を背負っている。しかし実在した古代は既に完全に生命を終えた。遺構や遺文として存在しているに過ぎない。

歴史の探究が一般的にそうなのだが、古代もまた常に選び取られ、手繰り寄せられ、それぞれの時代から再認識され再評価される。その場合、日本古代史が他の時代とやや異なるのは、そこに日本民族の本源が求められることであ

ろう。特に、『古事記』『日本書紀』（以下略称する）が対象とする前律令国家期は、実在した諸関係から切離され、時代を超えて想起され復活する特殊な生命力をもっている。この文で「古代」というのはこの時代である。

中世にも近世にも近代にも認識された古代は再生した。多くの場合、民族内部の相剋、民族の外からの圧迫など、体制的秩序の動揺と危機の時代においてだった。それは、日本民族の一体性と不変性との自覚、日本民族に独自の価値体系の探究といった、反省的思考によってなされた。そしてほとんど例外なく、その都度天皇が再発見されたのであった。むしろ、天皇を再評価するために古代を探究したのである。そう言う方がやや実態に近い。

山尾 幸久

かかる省察はしばしば、現実への批判と変革との意志に支えられ、批判の根拠として日本および日本人の本来の在り方を求める意欲に支えられている。一種の尚古主義であって、古代は理想化され、規範として求められているのである。このようにして認識された古代と実在した古代との間には著しい懸隔がある。日本民族の一体性が超時代的であり、日本民族の価値体系が歴史貫通的であることがなによりに保証されるのか。それが問われることはない。特定の時代的被制約性、特定の社会的政治的立場性をもつ人間の意志や意欲、エートスやメンタリティを悠久の太古に投影することで、その立場が本源から不変の絶対に連接するという、正当性の歴史的根拠を獲得することになるのである。

この文の企図は、実在した古代にもこのような求められた「古代」があったことを指摘するところにある。『記』『紀』が編修された七、八世紀の交、律令国家体制創出期の歴史像を、その当時現在の特定の政治的立場の思想の表象として、素描しようとする。

『紀』は国家の事業として行われた過去の総括である。もとより編修の目的と意図が先行し、過去に対する評価の規準が確立している。史料があれば書くが無ければ書かないといった、市町村史並みの無思想無性格な書冊ではない。

「歴史は書き替えられる」とか「総ての歴史叙述は現代の歴史叙述である」といった名言が妥当する。政治的・権力的な立場性・思想性が貫徹している。この問題に接近してみたいのである。

二 乙巳の変と大化改新

『孝徳紀』の詔の逐一の点検が目下の課題で、今は改新詔を検討している。この文は考察を終えた後に書くべき内容ゆえ「予備的考察」としたのだが、ほぼ大化改新虚構論の妥当性を認めるところまでには到ったと思う。『孝徳紀』の詔は、六四五年から六四七年にかけて孝徳が宣布したのではないだろう。そう見ているのである。改新詔は未だ途上なので保留する。目下の私見の要点は、大化元年の東国国司詔Ⅰ詔や全人民登録の詔を六七〇年の天智天皇の詔、大化二年の品部廃止詔Ⅰ詔や国司派遣詔を六七五年の天武天皇の詔と考定するところにある。六四五年の蘇我氏本宗誅滅による律令国家体制への根本的転換という史料的事実を、六七〇年の対外的危局の下で断行された政策による令前的官僚制・公民制の出現という歴史的事実の、八世紀初めにおける意図的改竄と見ているわけである。

六四五年乙巳に飛鳥で流血のクーデターが起きた。二年

前に蘇我氏本宗が、新しい蘇我系の王子古人を大王にすべく、古い蘇我系である聖德太子の子供を殺した。それに対する孝德ら非蘇我系の反撃だった。二度のクーデターは、唐・新羅と高句麗・百済との対立が戦争へと突き進みつつある状況下での、対外路線の選択の問題に直接に関わっている（ここでは立入らない）。

乙巳の変によって、蘇我氏本宗と古人王子とは排除された。蘇我氏本宗は、六世紀半ば以来、国家形成を進めてきた勢力の中核であった。六世紀末からは国権の枢軸を掌握していた。律令国家が改造と再編との対象とした歴史的前提、すなわち政治的・経済的・文化的集中体制と制度的・恒常的支配とは（後述、殆ど総て蘇我氏本宗の庇護と領導の下、漢人ら新来の知識人の活躍により、成立したものである。その蘇我氏本宗が突如姿を消した。五八七年丁未の役か五三一年辛亥の変以来の大事件であった。ここに、大勢は、大王を権力核とする時代へと、大きく転換し始めたのである。この評価を誤ってはならないと思う）。

次に古人排除の意味である。天武天皇が後年壬申の乱によって篡奪できたそもその分岐点は、この乙巳の変にあったと見られていたと思う。古人が即位しておればその直系子孫が皇位を継承したであろう。事実是不可知だが、直系の皇位継承が確立した八世紀初めから回顧したとき、そ

う見られていただろうことは推測できるのである（後述）。古人排除は、同じ非蘇我系で「未だ成人に及ら」（『斉明紀』四年十一月条所引「或本」）ざる有間の排除とは、後世の史的意義の評価がまるで違うと思う。

この乙巳の変後に即位した孝德天皇が、大化改新を断行したとされている。『孝德紀』の詔によれば、国家の組織原則と人民の支配形態との抜本的改造である。八世紀初めに体制的確立を見た律令国家への第一段階である。『紀』の記載をあるがままに認識すれば、第二の階梯は天武の治世の後半とみる他はない。天武は、大化改新の成果を継承し、完成に近付けた。その間に天智の執政時代十三年間があるわけだが、この時代は、実に後退と失政の連続であった。『紀』ではそういうことになっている。

『孝德紀』自体が乙巳の変と大化改新とを因果関係で描いているのだが、それと『記』『紀』の「古代」とを組み合わせた評価、すなわち蘇我氏の誅滅による王政の復古とか、中国の制度を採用しての王土王民体制の回復という意味付けは、十九世紀前半以来見られる（会沢正志斎『新論』、頼山陽『日本政記』など）。十九世紀末以後の近代ナショナリズムの台頭期、国家主義思想の昂揚期には、明治維新と癒着して、日本における統一国家の出発点と意味付けられた。これらも、現実批判の根拠として求められた古代であり、

規範としての古代の復活の例である。そして、それが、今日の通説の源流なのである。しかと銘じておきたい。

三 大化改新観の思想

大化改新肯定論は、『紀』の信用度を極めて高く評価する。思想による過去の構想と述作などという見方は採らない。四世紀の歴史像や聖徳太子像を思想的所産とする説も含まれているが、大化改新にまでそれが及ぶなどとは全く考えない。従って、特徴の第一は、古代国家史の基本的モチーフとして、大王または天皇と中央豪族または貴族集団との、権力的対抗関係を指定することである。中央豪族の代表格である蘇我氏本宗の滅亡と中央集権的天皇制国家への転換とを因果関係で描く『紀』の歴史像を認めるのだから、これは当然である。律令国家の出現がそうであるばかりではない。九世紀までの政治過程や権力装置の運用は、一貫して、天皇と貴族との緊張と対抗とを基調として捉えられるのである。

特徴の第二は、四、五世紀に王権と国家とのひとたびの確立を指定することである。『記』『紀』に共通する四世紀代の根本的叙述は（後述）、歴史的事実が伝承化したもので、五世紀代に関東地方以西を領域とする国家の制度的支配が

実在したことは疑いないという。朝鮮半島南部の直轄地が失われて王権が衰微し、六世紀には中央豪族による王土王民の分利支配が進行する。七世紀は王権の再強化、王土王民の再実現の時代となるのである。

大化改新が二、三十年早くても遅くても五十歩百歩だと見られがちだが、全く違う。日本史上への天皇の出現の捉え方の違いを基点にして、四、九世紀の歴史像の全体、その説明体系が変わってしまうのである。

これに対し、目下筆者が抱懐しつつある大化改新虚構論の要点は、第一に、『紀』の大化改新像を、八世紀初めの思想による構想と見る。大宝律令体制という「現体制」の必然性・正当性を示す国家公認の「近代史」評価の決定版を作成する上で、壬申の乱の評価と一対の関係において、構想されたものと見るのである。『紀』の大化改新像のような、律令国家への転機となった孝徳朝の大改革は、八、九世紀の他のテキストには全く一つも裏付けが取れない。『紀』では記事は寥々たるものである天智天皇の近江宮時代を、律令国家の第一段階とする八、九世紀の認識は多い。だから、この懐疑には、合理的根拠がある筈である。

第二は『記』『紀』に共通する崇神・応神間の体系的な国家形成過程を、天武朝の統治の規模・構造・理念はかつて「聖帝」仁徳の時代にひとたび実現していたものの回復

だとする思想によって、構想された歴史だと見るのである。東アジア史上未曾有の激動の中で国家存亡の危機に見舞われ、中央諸豪族は伝統的な個別権力基盤を天皇に一元化してこれに備えた。この、初めての実現を、それはもともと天皇のものであったとするのである。律令国家が改造と再編の対象とした第一次的国家の形成は、改新肯定論がいう豪族専権・王権衰微の時代、五世紀後半（雄略朝）に胎動し六世紀半ば（欽明朝）から本格化する。主題から外れるので項目を列挙するに止める。

①自律的諸社会、特に五世紀前半に最盛期を迎えた列島内有力地域政権を、直接支配下に一括しての「中央―地方関係」の樹立。倭人種族内における最高権力の地位確立。②大王位の血統世襲制と王族集団の成立。それによる地方群小首長層の組織化。③中央支配集団の結集組織の成立。その下での中央権力の職務分掌のシステム化。④大王直属の国家施設を核とする労働力徴発と必要現物調達とのシステム化。⑤大王を根拠とする一元的支配秩序の持続。政治的・経済的集中と制度的支配に対応する文字言語の創造。

四 七世紀後半の政治改革

大化改新を虚構とする以上、律令国家の形成について私

見を述べるのは不可欠だが、主題はそこにはないので簡単にしておきたい。

律令国家は、所与の歴史的前提を、新しい原則によって再編成したのである。この単純明快な事実が、実は、問題の焦点なのだ。律令国家は、根幹の領域において、直接に孝徳朝や推古朝、間接的には欽明朝や雄略朝以来の歴史を継承している。それは当たり前である。大化改新によって前代が全面的に否定されたとか、律令体制は大化改新後の史的形成だとかいう論は、歴史離れが過ぎるであろう。「新しい原則」とは、唐の法制を受容して構築された天皇の支配である。天皇の歴史的性質をいかに把握するか。それこそが、どの時期から律令国家の形成へと転換したかを判定する基準でなければなるまい。

七〇一―七〇六年の諸政策による最終的整備を経て出現した律令国家は、権力装置としての官僚制と権力基盤としての公民制とで特徴づけられる天皇の国家であった。天皇は唯一の主権者である。官僚は天皇を根拠として定立された国家意志を法と機構とによって実現する。天皇の官人である。貴族の場合、政治的支配者・特権享受者としてのその存立の根拠は天皇にある。自律的社会勢力として天皇と対立しうる契機を欠く。かかる関係は、彼らが父祖以来の伝統的な個別権力基盤を大王に一元的に集中したこ

とによって、初めて緒に就いたのである。公民は天皇のみを支える「良人」であり、法的共同組織構成員として収税単位に編成された「編戸の民」として、天皇の官衙に課役を納める「調庸の民」「人夫」であり、用益地代を納める「土人」である。

この文にとって肝腎な点は、右の記述における史的名辞「天皇」を、いかに概念規定するかである。律令体制における天皇については、制定法と権力機構とを超越しこれに正当性・妥当性を付与しうる唯一の存在、社会関係を超越し被支配人民を体制内化する国家的秩序の根拠たりうる唯一の存在、統一新羅の王を藩臣と位置付けている存在、このような性質が認められるであろう。これを総括すると、天皇は、東アジア世界の中から自立した国家公権力を人格化した地位、と言えるではあるまいか。上文の「天皇」は、公、公権力、国家公権などの概念で置換しうるように思う。律令天皇の超越性・神性は、古代的「公」観念、別言すれば全体または普遍の観念の絶対的性質、その古代的表象と見られる。

このような、国家公権力による領域支配原理出現の時代こそ、律令国家への転換期と言うべきだと思う。乙巳の変後の改革は決して小さなものではなかった。大王を権力核とする時代が始まったのだが、しかし基本的には推古朝以

来の国家機構の手直しであった。組織と支配との原則の転換ではない。初めて「朝廷」と呼べるような機構が難波に出現して中央官職が改革され、地方ではミヤケが改革されて間接的には律令制にまでつながる「評^{ホウ}」の官衙と官人^{ミヤケ}とが出現した。この改革は、対外的な国家意志の決定機構と国権発動機構との整備、対外的な軍事力投入の事態に備えての既存の人的・物的微発機構の整備、と言えると思う。

唐の羈縻政策に源する東北アジアの激動の時代が終曲的最高潮に達するのは、百濟・高句麗の滅亡（六六〇年・六六八年）前後である。ヤマトについて見た場合、唐・新羅と高句麗・百濟・ヤマトとの、二大軍事ブロックが形成された六五五、六年から、新羅が唐軍と戦って朝鮮半島を統一した六七五、六年までは、唐が「倭国を征伐」（『三国史記』新羅本紀文武王十一年条所載文武王の書状）せんとしているとの報に接した六六九年と七〇年とをピークにして、軍事的緊張状態が慢性化し、戦時体制が継続した。史上未曾有の時代であり、支配集団は一時期国家存亡の危殆に直面したのである。この外在因なくして律令国家への転換はない。外圧が内的脆弱克服の課題と結合したのである。

百濟復興戦の支援が大敗に終った翌六六四年、ヤマトの中央支配集団は、伝統的な個別権力基盤を大王に一元化して臣僚となることによって、急遽、国家的戦闘力を補強し

た。この政策によって支配装置や権力基盤に原則の変更があったわけではない。しかし、この政策が律令国家体制への転機となったことは明らかである。その後二段階を経て律令国家が成立したと考える。

第一の段階は六七〇年～六七六年である。全国的臨戦態勢樹立政策による公民化と官僚化との同時並行的推進、「令前」国家体制の出現である。個別に項目を挙げると、この段階に、領域的支配原理への転換、地方豪族の律令官人化、全国的な軍事組織の創設、全人民の個別的掌握、国家的土地所有制への志向、などを認めることができる。庚午年籍はこの段階の所産である。これに対応する中央権力に關しても、律令中央官制の初源形態の萌芽、宮城・都城・畿内制の創始、国家統治の実定法の単行法令集としての制定などがある。

第二の段階は六八一年～六八五年である。律令体制の前提となる国家公權力（天皇）の出現の時代である。宮廷史的特殊事情によりいくつかは六九〇年前後まで持ち越されるが、律令国家の骨格は実質的には天武朝末葉に成立した。個別に挙げると、国家統治の根本法典の編纂開始、国家的史書の編修、王族も編成した爵位制の施行、新宮城・都城の建設計画、出生身分の国家的体系の成立、第二次的再編による律令地方組織の完成、律令戸籍の作成準備、常備軍

の基盤整備、などが顕著である。

五 『古事記』と『日本書紀』

律令国家の骨格が実質的に成った前記第二段階に、史書編修の国家事業が興された。体系的律令法典の編纂が命じられたの同時である。「天武紀」十年条に「詔して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたまふ」とある。他方、『記』序には、撰録の発端となった天武の詔が、「（前略）帝紀を撰録し、旧辞を討覈し、偽りを削り実を定めて、後葉に流へむと欲ふ」とされている。両者の關係については諸説がある。簡単には済まし難い問題だが、結論的に管見を述べると、古くは谷川士清（『日本書紀通証』・平田篤胤（古史徴「開題記」、近くは川副武胤氏が説かれたごとく、同じ事実と見て良いのではないかと思う。

太安万侶が『記』序を書いたのは『紀』の編修がひとたび完了しつつあった時代なのである。このような時代からは、天武朝の事業は先駆的準備に止まったとしか見えなかったと思う。だから、その時にはこのように本格的に編修されるには至らなかった（「未だ其の事を行はざりき」と書いた）のであろう。確かに六八一年に始まった修史は『紀』の成立にとっても先駆的一階梯となったとは言える。しかし

『天武紀』十年条を『紀』修史局の創設と見る説には賛成しがたい。この事業は直接に『記』につながるもので、天武朝の族姓改革との本質的関連を指摘する説が妥当だと考へる。天武の存命中にひとたび纏められたと思う。先学が言われるように安万侶がテキストを扱っていることはほぼ間違いがないので、それを天武朝の「原古事記」と称しても大過はないであろう。

ただ、安万侶は、大々的に編修されつつある『紀』に対して、天武の関与を誇張して自らの仕事を権威付けようとしていると思う（「阿礼に勅語して帝皇日継及び先代旧辞を誦み習はしめたまひき」。「稗田阿礼の誦む所の勅語の旧辞」）。天武が、いわば正典の決定者として主体的に領導したであろうことや、阿礼が天武朝頃の古い読み方を伝えていたらしいことは認めようと思う。しかし「原古事記」は天武が阿礼独りを相手に自ら口授したもので、阿礼は天武の言葉を悉く空んじていたなどと言う非現実的なことは、そのままには認め難いのではあるまいか。実際には『天武紀』十年条に記されている小グループ、親王二人、諸王四人、諸臣六人（うち一人は数か月後逝去。二人は主に筆録担当）の「記定」者を天武が統括したのであろう。

『記』に持統朝以後の付加的要素が無いとまではいえない。しかし、やはり、『紀』が七〇一年以後の律令国家の時代

をより強く反映しているのに対し、『記』が前節で述べた六八一―六八五年の時代により強く制約されていること、それは争えないと思う。この時代の特徴は天皇の出現なのである。「原古事記」によって初めて、諸氏の父系出自系譜や王権への従属奉仕伝承を整合的に体系化しうる根幹の規範が成立した。六六四年の政策によって諸氏が後の治部省に提出した系譜や伝承は、未だ区区分るものであった。諸氏の国家的地位に永く大きな影響を及ぼす族姓改革の、根柢とはなしえないものであった。大事な点は、かつて存在した一つの神話、一つの伝承、一つの系譜が、時を逐うて次第に改変され多くの異伝が派生したので、再度始原の正当な唯一を確認したという関係ではないことであろう。権威ある「正実」が初めて決定されたことによって、「虚偽」の範疇が出現するに至った^⑤。

他方、『紀』の編修は、これにも深入りできないが、若干の証跡から、文武天皇即位後、大宝律令の撰定開始と並行して、始められた事業ではないかと考へる。二十年余の編修期間を、和銅五（七二二）年前後まで十数年間の本格的検討期と、その後数年間の最終的完成期とに二分する管見を抱懐している。この区分は、『記』の撰進（和銅五年）を『紀』の編修との関係で捉える説を承け、風土記撰進の官命（六年）、修史局への特任者の増員（？）（七年）をこれ

に關連すると見ることを根拠とする。和銅五年前後にはひとたび稿本ができていたであらう。その頃を境とする終りの数年間は、巻別の編成、体裁、文章など、いずれかと言えば形式上の整備が多かったのではないかと思われる。『紀』の歴史像の骨格が決定された時代、それは、律令国家体制の出現期とその直後の盛期であらう。

『紀』編纂の材料は坂本太郎氏に詳しい検討がある。^⑦ここでは後文に關係する二点についてのみ簡単に私見を述べておきたい。

一は『紀』の記載にまでつながるような同時代の記録はどこまで遡るのかである。新井白石（『古史通或問』・山片蟠桃（夢ノ代）もそうなのだが、近代のほとんどの研究者が四世紀後半からと見ている。しかし根拠とされている応神朝への百濟からの「帰化」人や「博士」の渡来というのは、事実かどうか判らない（後述）。五世紀後半に漢字受容の前提条件が萌芽し成長し始めているが、本格化は六世紀半ばからである。ヤマト国家の中央政府に専門書記職が組織され、国家の重要事項を記録し保管し始めた。それを担ったのが百濟の聖王が提供した人材で、中国南朝の學術文化を体得した知識人であった。漢字の字音借用による表記法、和語を漢語で翻訳する字訓表記法、いわゆる変体漢文体など、日本における文字言語と表語体系とは、既に百

濟で行われていた方式を六世紀半ば近くに学んだ結果なのである。

二は日本ではいつ頃から詔の宣布と保存とが始まったのかである。確実なものは『紀』の編年という天武四（六七五年）である。その後は直接に『統紀』宣命につながってゆく。『紀』の孝徳天皇の詔の中には、編者による漢文化の処理が不完全で、前後に例を見ない破格の字句文章がある。詔の原形は漢文ではない。ほとんど倒読を必要とせず、漢文訓読語法を多用した、音訓交用の和化漢文体であったことが推測できる。また大化二、三年の詔のいくつかは、諸王臣を集めその前で宣命されたことがほぼ明らかである。ところが、国語の表記史・文字史によつて稲岡耕二氏が論じられたように、^⑧孝徳朝の頃には宣命大書体程度の和文表記さえまだなかった。また、諸王臣を集めて奏宣官が宣命するようなことはまだないが、詔書が作られ宣告されたと推測できるのは、天智天皇の即位（六六八年）後である。^⑨

『紀』では、詔は孝徳と天武との間に空白がある。その理由として、近江宮時代（六七〇・六七二年）の多数の詩文は壬申の乱のために殆ど伝わらないという『懷風藻』の序文をもち出すのは、決して正鵠を射てはいないと思うのである。

六 『日本書紀』の「近代史」の構想

『紀』は、完成早々の律令国家の事業として、中国正史に比肩しうる日本国の歴史を、編年体の帝皇本紀として纏めたものである。東アジア世界の中から自立した国家公権力の歴史的自己認識を、内外に表明したものであった。『紀』の最後は持統天皇が文武天皇に譲位した記事である。文武朝以後の大宝律令制^下はいわば「現体制」「現代」である。執筆時現在はまだ歴史的認識と省察との対象ではない。この現体制へのただ一筋の道、歴史的必然を描くこと、そこそが『紀』の中心的課題である。『記』の重点が「神代」にあり、『紀』の眼目が「近代」にあるという大局観は妥当である。それならば、「現体制」を産み落す母胎となり「現代」に直結する「近代」というのはいつからと考えられていたのだろうか。いくつか立論の根拠があるが^⑩ここでは簡略に述べたい。

『紀』編修の本格的検討期が終りに近付きひとたび草稿が纏まりつつあった時、当初からコジキまたはフルコトフミという名をもつ書物が、最初から三巻の編成を以て、僅か四箇月で纏められた。それは推古天皇で終わっている。推古の時代で四十二年間続いた蘇我系大王の統治は終っ

た。その次の舒明の即位によって、王統は八世紀「現代」につながる彦人王子の系統に定まった。フルコトの記が対象とはしなかった舒明以後が二ヒしき代、「近代」なのである。彦人を共通の祖とする非蘇我系の王族の間でも、文武が即位する迄には、茅渟王の孫（孝徳の息）の有間、天智の子の大友と孫の天津の排除が必要だったのだが、聖徳太子の子に皇位が廻らず彦人王子の子の舒明が即位したことは、八世紀初めから回顧する時、画期的な意味をもっていた筈である。

『記』の三巻の区分を八世紀初め頃の時代区分観としてその意味を考察されたのは伊藤博氏である。^⑪それを参考にして言えば、上巻は宇宙創造に始まる神代で、天皇の正統権威が根ざす普遍的秩序の世界を描き、現実の天皇の統治に意味を与える始原の理念を説示している。中巻（神武・応神）は律令国家の天皇の理想的規範としての聖君主仁徳の統治構造が、神と分ち難い天皇の時代に神々に援けられながら創られてゆく神秘的な過程を描いている。下巻（仁徳・推古）は、神々から独立した有徳の帝王の地位継承の次第で、蘇我系帝王の終りで擱筆している。胎中にある時から神意により君臨すべく定められた神秘的貴種であり、始祖的な来臨神話で飾られている応神と、神から分れた真の人間にして儒教でいう聖帝である仁徳との間には、古代

における時代区分の認識として一線が画されている。¹³『紀』において諸氏の始祖が出現したとされている時代にも、応神以前と仁徳以後とは顕著な差がある。¹⁴『記』の時代区分には意味がある。「古事」の時代には含まれぬ舒明系皇統の時代が「近代」なのであった。

そこで『紀』の「近代史」の特徴であるが、次の三点は顕著である。

一。六四五年乙巳の政変の結果「現体制」へと根本的に転換しその第一段階が印されたとしていること。八世紀初めの政界を主導する勢力にとって、天智・天武の父の舒明の即位、舒明の子の中でも蘇我系の古人の即位を阻止した乙巳の変、天智の子の中でも大友の子孫への皇位継承を阻止した壬申の乱、この三つの事件は、皇位の嫡系相承が制度化された時代からの回顧的意味において、一系をなすものではなかったかと考える。その乙巳の変と「現体制」の第一歩とを、因果関係で描いている。

二。天智朝を貶めていること。『紀』以外の八、九世紀の史料では、天智の大津宮時代は、大宝律令体制に直結しその礎を定めた時代として頗る評価が高い。個別には律令法典や礼典、中央官人の官位相当原則、姓および姓秩序などであるが、総括的には、不動の根本法による律令天皇の国家統治の形態は近江朝の創始だというのである（『続紀』

慶雲四年元明即位の宣命、養老三年十月の元正の詔。しかるに『紀』は、『大織冠伝』の原形の「古記」を史料としながら、即位前の天智が「律令を刊定し……略^ほ条例を為^{つく}」ったというのに相当する記事を削除している。¹⁵そして、他の史料では中央・地方の官職の整備や郡領の家柄が決まったという評価しかない孝徳朝に、律令国家への大々的な転換を記している。律令体制形成史上の庚午年籍の画期的意義¹⁶には議論の余地がないが、『紀』では、戸籍は既に孝徳の時代から造られていたことになっている。改新詔や旧俗改廃の詔では、「凡そ」で始まる十七（注に引用されたものまで加えると十八）の一般法の条文が制定施行されたとしている。忠実に『紀』の構成に従う限り、天武十年の詔「朕、今更に律令を定め法式を改めむと欲ふ」の「更に」は、孝徳朝における制定条規を承けると見る他はないのである。

その結果、『紀』の天智天皇は、八、九世紀の他の史料からはかけ離れた姿、即ち大化改新の成果を継受しながらそれを後退させた失政者となっている。そればかりではない。ありもしない天変地異を書きたて、天武朝の成立は天命が革まったのだと、天人相関思想によって紙の上で筆誅を加えているのである。

三。天武の即位事情に一卷を配当し細心の注意を払って纂奪を正当化している。立場が違えば数行で摘要できるの

に、一卷全体を配当し、舍人の言動までを詳述している。

異例中の異例だ。作爲的な叙述の核心は、天武が追い詰められて止むに止まらず決起したとする点と、皇祖の意志は天武の即位にあつたとする点である。動機と結果との正当化に他ならない。

国家権力が直接企てた「現体制」の沿革の総括が、無思想・無原則で、自己正当化の政治的立場性も評価基準もなく、史料の遺存状態のみに制約されたなどということとは、そもそもあり得ないことなのである。

『紀』の「近代史」における上記三つの特徴は、一つの関係の下に結合しているであろう。『統紀』天平宝字元年十二月の功田の等級に関する官奏は、文武天皇の、①七〇一年七月（「壬申の年の功臣」の「功の第」を「中第」と定む）、②七〇三年二月（「律令を定むることに預れる功臣を下功と定む」、③七〇七年四月（歴代天皇に仕えてきた不比等の功績と孝徳側近の忠臣として創業を輔けた鎌足の功績とにより、令規を根拠に藤原氏伝世の食封を授ける。たぶん令条外の特封だろう）、の詔で認定された（「先朝定むる所」の）三代国家的功績が記されている。①②③が『紀』編纂の本格的検討期であること、藤原氏の家伝では鎌足は天智朝の功臣で天智を輔けて法制を整備し天下を一統したとあるのに（『統紀』天平宝字元年閏八月条「古記」、『大織冠伝』）、③では、孝徳の忠臣になっていること、

に注意せねばならない。上記官奏の「先朝定むる所」は、この文でいう「現体制」をもたらし三大画期の認識のだが、それを借りて、『紀』の「近代史」の三つの特徴の一つの文脈において言えば、次のように結論付けることができよう。

「壬申年」の篡奪を正当化するために、近江朝に始まる「大宝二年」体制への転換を、「乙巳年」の変と一体化したのである。大化改新は、『紀』に初めて現れた、『紀』の中だけの、史料的事実であつて歴史的事実ではないと思われるのである。

国家公認の「近代史」の決定版を作る際、歴史的評価の上での最大の難問は、「現体制」への必然の理路において壬申の乱をいかに位置付けるかであつたと考える。この乱こそは『紀』全篇の結構の要というのも過辞ではない。「現体制」へと根本的に転換させた近江朝を、天武は暴力に訴えて奪つた。空前の所業である。それをいかに正当化するか。反国家的・反道義的性質をいかに薄めいかに暈すか。それが『紀』の課題だったのである。皇位継承資格が天智・天武へと廻つてきたそもその分岐点で「現体制」への転換は終わっていた。それを承けながら天智は失政を重ねた。天命が革まった天武朝においてこれが復興されて骨髄は完成した。以上が『紀』の「近代史」の構想だつた。

七 天武朝における「古代史」の構想

『記』の中巻には、『紀』とは共通する体系的な国家形成過程が描かれている。津田左右吉の研究の結論は、『記』の四世紀頃の歴史は六、七世紀の思想による構想であるとするものだった。テキストの思想的解釈によって、天皇を日本民族の一体性を象徴する精神的權威と見る思想が六、七世紀まで遡ることを明らかにして、合理的知識を基礎とする国民の心情的融合の核として、天皇の永続化を願った。敗戦後の日本古代史研究では、津田学説の批判的継承が課題とされた。しかし僅かな例外を除き、『紀』研究の方法の深化は必ずしも顕著ではなかった。津田の行き過ぎを是正し、津田が破壊したものを再構築しようとする思考がはるかに強かった。三、四世紀の交に統一国家が成り、五世紀後半から王権は相対的に弱体化する。この敗戦前以来の通説の、事実認識は疑われることがなかったのである。王政復古論的、王土王民再実現論的改新像を要とする四、九世紀史像が、今日では異端を排斥し完全に正統の地位を固めている。

しかしながら、筆者は、「再現」「再強化」とか「回復」「復活」という評価には疑問がある。中田薫氏^②が、律令天

皇の絶対権は全く新たに創設したもので、過去に有せしものの回復ではないと言いつつたのが、健康なる常識ではないかと思うのである。

『古事記』中巻の時代の国家形成史とは次のようである。神武の時代に、皇祖神直系の天つ神が降臨した聖地から、天つ神の御子が遷つてきて「中洲」（奈良盆地）を平定し「天皇」位が創始される。崇神・垂仁の時代に、神祇祭祀、「畿内」綏撫、貢納制創設、などにより国家統治が始まる。景行・仲哀・成務の時代には、「夷狄」が征討され、その服属地を周縁とする「華夏」では、皇子が分封され「国造」「県主」が任命されて天皇の全国統治が実現する。神功・応神の時代には、朝鮮半島に進出し朝鮮の王を「藩臣」とする「帝国」体制が成立し、「神国」の「聖王」の威力に「帰化」する者が現れる。

部分的に氏の伝承や朝鮮系の史書も使われているが、この叙述の全体が語る所は、神々の援助によって行われた天皇統治体制のひとたびの成立である。『記』序は、右の国家形成史を辿った後、仁徳の炊煙觀望、允恭の氏姓匡正を加え、それらを「古に稽^{かんが}へ」「今を照す」必要がある業績としている。そしてその次に、いきなり飛び越えて、壬申の乱を述べているのだ。ここにこの国家形成史の意味を探る手がかりがある。この歴史を承けて君臨するのは『記』

下巻最初の仁徳である。仁徳は「其の御世を称へて聖帝の世と謂す」（『記』）、「今までに聖帝と称めまうす」（『紀』）と言われ、その「仁政」は七世紀以来堯舜に類比されてきた。律令天皇の規範として尚古主義的に理想化された仁徳の時代が、いかに開かれたのかを述べるのが、体系的で神秘的な「古代国家」形成史なのだと考える。

七世紀の終り近く、天武天皇が初めて創り出そうとしている天皇の統治体制の、規模も構造も理念も、かつてひとたび存在していた理想状態に接続し、その再現であり復活であると正当化すること、東アジア規模での国家存亡の危機に見舞われて中央豪族が初めて個別的権力基盤を大王に集中して緒に就いたものを「大政奉還」的に正当化すること、要するに、天武朝における現実の批判と変革との根拠として求められた、規範としての「古代」なのであった。それ自体が觀念の表象としての体系的な歴史像であったが故に、この「古代」は、常に再生する特殊な生命力をもっているのである。

註

- (1) 門脇禎二『大化改新』史論（上・下）。一九九一年、思文閣。「序章 主題の設定」
- (2) 川副武胤「古事記の四色と天武天皇十四年の服色の制」

（『古事記の研究』一九六七年、至文堂）。同「正史のいはゆる史書編纂記事について」（『古事記及び日本書紀の研究』一九七六年、風間書房）

(3) 早い時期の研究に、平田俊春「古事記の成立と日本書紀」（『日本古典の成立の研究』一九五九年、日本書院）、吉田義孝「古事記成書化の基礎」（『日本文学研究資料叢書』古事記・日本書紀Ⅰ一九七〇年、有精堂、梅沢伊勢三「記紀の文章における『今』の分析（一）」（『記紀批判』一九六二年、創文社）などがある。

(4) 熊谷公男「治部省の成立」（『史学雑誌』八八—四、一九七九年）

(5) この点、筆者は、神野志隆光「古事記の達成」（一九八三年、東京大学出版会）や、磯前順一「記紀神話をめぐる正典とヴァリアント」（『宗教研究』三〇〇、一九九四年）の基本的見解に強い共感をもっている。

(6) 津田左右吉『日本古典の研究』（『津田左右吉全集 一』一九六三年、岩波書店）第一編第四章「記紀の由来、性質及び二書の差異」は、紀編修の準備事業の一つとする。太田善磨「古代日本文学思潮論（Ⅱ）」（一九六二年、桜楓社）第一章「古事記序文に関する考察」は、『紀』の体裁について技術的处理を明確にする反省的自覚の資として役立てるためと見る。

(7) 坂本太郎「六国史」（『坂本太郎著作集 三』一九八八年、吉川弘文館）第二「日本書紀」の三「資料」

(8) 稲岡耕二「続日本紀における宣命」（『新日本古典文学大系』続日本紀（二）一九九〇年、岩波書店）。但し氏は

孝徳朝の詔は漢文であつたとされる。

- (9) 小林敏夫「宣命と天皇制」(『古代天皇制の基礎的研究』一九九四年、校倉書房)

- (10) 例えば、伊藤博「万葉集の構造と成立」(上・下。一九七四年、塙書房) 第九章第一節六「舒明皇統と万葉集」、真木悠介「時間の比較社会学」(一九八一年、岩波書店) 第二章の一「神話の時間と歴史の時間」が提起している論点。

- (11) 伊藤博、注(10)前掲書、第三章第一節「古事記における時代区分の認識」。

- (12) 吉井巖「応神天皇の周辺」(『天皇の系譜と神話』一九六七年、塙書房)

- (13) 前之園亮一「古代王朝交替説批判」(一九八六年、吉川弘文館) は六世紀中葉に作られた「帝紀」「旧辞」の時代区分を「神代」(出雲神話・日向三代・神武東征などを欠く開化以前)、「中ツ代」(崇神・垂仁)、「仮の人代」(景行い応神)、「真の人代」(仁徳・欽明)と見て、応神は三つの神話的・神秘的な時代の「総まとめ役」、真の人代への「橋渡し役」となるべく造形された架空の天皇とする。

- (14) 直木孝次郎「応神天皇の実在性をめぐって」(『飛鳥奈良時代の研究』一九七五年、塙書房)

- (15) 坂本太郎「大化改新の研究」(『坂本太郎著作集 六』一九八八年、吉川弘文館) 四四一―四六ページ。横田健一「大織冠伝と日本書紀」(『白鳳天平の世界』一九七三年、創元社)。

- (16) 『天智紀』十年一月条に「冠位の法度を施行」したと

あるのはその一部に過ぎない。錦冠の者が就任しうる職を特定したか、錦・山・乙三等の爵位に対応する中央官職群の三大別かは、判断しがたいところである。しかし甲子年の氏と爵との相関の線上に、制定法において職をも対応させたものであることが推測できる。

- (17) 井上光貞「庚午年籍と対氏族策」(『井上光貞著作集 四』一九八五年、岩波書店)

- (18) 津田左右吉、注(6)前掲書。

- (19) 石母田正「古代貴族の英雄時代」(『石母田正著作集 十』一九八九年、岩波書店) は、津田学説を乗り越えていく方法的企図を含んでいた。しかし四世紀以来専制国家の列島支配、専制王権の朝鮮支配を見る通説によって、その芽は摘み取られてしまったと言えよう。この通説は、事実認識という点では敗戦前と殆ど変化はない。

- (20) 中田薫「古法雑観」(『法制史論集 四』一九六四年、岩波書店) 二―三ページ。

- (21) 津田左右吉、注(6)前掲書二九五ページ。他に河野勝行「記・紀構成原理の一つとしての「聖君主」観」(『古代天皇制への接近』一九九〇年、文理閣)、岡田精司「古事記・日本書紀の史料批判」(『ゼミナール日本古代史 下』一九八〇年、光文社)、前之園亮一、注(13)前掲書など。

- (22) 歴史的改革による断絶を伝統への連続によって正統秩序化した天武の企てについては、岩間一雄「日本文化の普遍と特殊」(『天皇制の政治思想史』一九九一年、未来社、第一章第二・三節・結論)を参照。

(立命館大学名誉教授)